

栃木県トラック事業者事業継続緊急支援事業 Q & A

申請書類

- ① 栃木県トラック事業者事業継続緊急支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ② 申請車両一覧（様式第2号）
- ③ 申請車両に係る車検証の写し（申請日時点で有効なもの）
- ④ その他事務局が必要と認めるもの

車両の代替えがある場合の追加書類

- ① 理由書（様式第3号）
- ② 代替え前後の車両の連続性を確認できる書類（登録識別情報等通知書の写し又は売買契約書の写し等）
- ③ その他事務局が必要と認めるもの

事務局へ提出
R4.11.30(水)必着

※申請は1事業者1回です。

事務局

- ① 申請書受理
- ② 書類審査
書類の修正や追加書類の提出が必要な場合があります。
- ③ 交付金額決定
申請書記載の方法により通知を送付します。
- ④ 支援金振込
随時、指定口座へ振り込みます。

対象者関係

対象となる事業者は、どのような事業者ですか。

栃木県内に事業所を有する**一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は貨物軽自動車運送事業を営む事業者**で、次の要件を**全て満たす事業者**が対象です。

- ①令和4年4月1日現在、県内で当該事業を行うために必要な許可又は届出等の全てを有し、申請日時点において休業又は廃業しておらず、かつ、今後も継続する意思を有していること。
- ②栃木県内に事業所を有していること。
- ③自己又は自己の法人の役員等が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して賃金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- ④③のイからキまでに掲げる者が、経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではないこと。

本社の所在地は栃木県以外ですが、事業所は栃木県内にあります。対象となりますか。

栃木県内の事業所は対象となります。

令和4年4月1日現在は休業していましたが、現在は営業を再開しています。対象となりますか。

対象となりません。

令和4年4月1日及び申請日現在で営業しており、今後も継続の意思がある必要がございます。

令和4年4月1日現在は営業していましたが、現在は休業しています。対象となりますか。

対象となりません。

令和4年4月1日及び申請日現在で営業しており、今後も継続の意思がある必要がございます。

対象車両関係

対象となる車両は、どのようなものですか。

対象事業者が保有する車両のうち、次の要件を**全て満たす車両**が対象です。

- ①対象事業者が令和4年4月1日現在保有し、申請日時点において事業用として使用している車両（緑ナンバー又は黒ナンバー）で、今後も継続して使用する予定であるもの
- ②「宇都宮」、「とちぎ」、「那須」ナンバーであるもの（「栃木」、「栃」ナンバーも含みます）
- ③燃料が軽油、ガソリン又はLPGであるもの

※①の例外として、新車の購入等で令和4年4月1日以降に車両の代替えを行った場合は、代替え前後の車両の連続性が認められる場合に限り対象となります（後述）。

一般貨物自動車運送事業用の車両と貨物軽自動車運送事業用の車両の両方を保有しています。両方申請できますか。

両方申請可能です。

ただし、1事業者当たりの申請上限は、全ての車両を合わせて100台となります。

令和4年4月2日以降に事業用の車両を増車しました。増車した車両は対象となりますか。

対象となりません。

令和4年4月1日現在に保有していることが条件となります。

令和4年4月1日に保有していた車両を処分し、その代わりに新たに車両を購入して事業用として使用しています。処分した車両または新たな車両は対象となりますか。

代替え前後の車両の連続性が認められる場合に限り、**1台分が対象**となります。

通常の申請書類に加えて、以下の書類を提出してください。

- ①理由書（例：車両の老朽化、車両の事故、計画的な代替え 等）
- ②代替え前後の連続性を確認できる書類（例：登録識別情報等通知書の写し、登録事項等証明書等の写し、自動車検査証返納証明書の写し、検査記録事項等証明書の写し、新車両の売買契約書の写し（旧車両の下取りの情報が記載されている場合）、旧車両の車検証の写し等）

令和4年4月1日以降に一般貨物自動車運送事業用の車両を1台処分し、その代わりに貨物軽自動車運送事業用の車両を1台増車しました。双方対象となりますか。

代替え前後の車両の連続性が認められる場合に限り、**1台分が対象**となります。

通常の申請書類に加えて、以下の書類を提出してください。

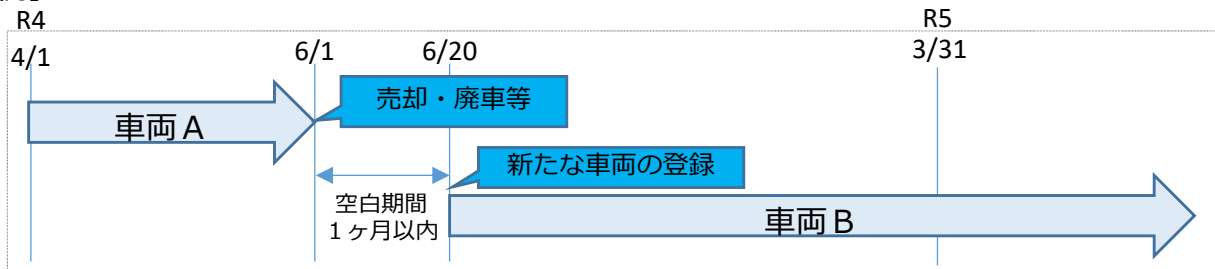
- ①理由書（例：車両の老朽化、車両の事故、計画的な代替え 等）
- ②代替え前後の連続性を確認できる書類（例：登録識別情報等通知書の写し、登録事項等証明書等の写し、自動車検査証返納証明書の写し、検査記録事項等証明書の写し、新車両の売買契約書の写し（旧車両の下取りの情報が記載されている場合）、旧車両の車検証の写し等）

なお、**申請できる金額は、貨物軽自動車運送事業用の車両の金額**となります。

車両の代替えを計画していましたが、新車両の納入が遅延して旧車両の処分から空白期間があります。対象となりますか。

空白期間が1ヶ月以内であれば、代替え前後の車両の連続性があるとみなし、対象となります。

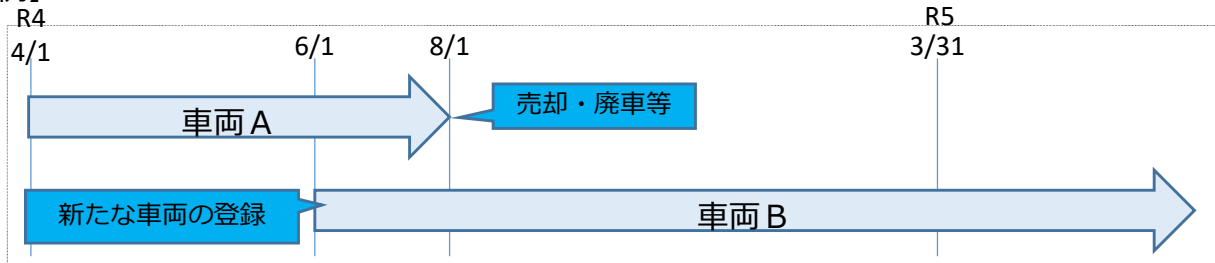
【例】



代替え前後の車両を並行して使用している期間がありますが、2台分対象となりますか。

1台分が対象となります。

【例】



車両の代替えに該当があります。車両一覧には、代替え前後のどちらの車両を記載すればいいですか。

新しい車両について記載してください。

その他

提出はメールでも可能ですか。

できません。申請は、事務局宛て郵送または持参により行ってください。

県内に複数の営業所があります。申請は1営業所1回ですか。

1事業者1回となります。代表する事業所等でとりまとめて1回で申請してください。